

## 国内航空貨物無申告危険物搭載防止キャンペーンを実施します

強化月間 2018年11月1日～11月30日

航空貨物運送協会国内部会では 危険物の適正な取り扱いによる航空輸送の安全確保のため 一年を通して危険物取り扱いに関する教育活動に注力していますが、毎年11月と3月の2回 強化月間として 無申告危険物搭載防止キャンペーンを日本航空様と全日本空輸様と共催しています。

「無申告危険物」とは 法令により危険物としての取り扱いが定められているにも関わらず 荷送人の過失により必要とされる危険物の申告がないまま 一般貨物として航空会社やフォワーダーへ引き渡される貨物をいいます。

このため 本来危険物に対し実施すべき措置が行われないうまま航空輸送されることは重大な脅威となります。

本キャンペーンでは このような脅威を排除するため

会員会社受付窓口、搭載作業現場でポスターの掲示・チラシ配布により従業員並びに荷主への啓もうに取り組んでいます

チラシ(A4 サイズ)

